

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔二五略〕

〔二五同上〕

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第十二条第一項の規定を実施するため、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月一日

財務大臣 麻生 太郎

令

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（株式会社交換又は株式交付に際しての株式の発行の認可の申請）</p> <p>第九条 「略」</p> <p>2 会社は、法第十二条第一項の規定により株式交付に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交付に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社（以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所</p> <p>二 会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限</p>	<p>（株式会社交換に際しての株式の発行の認可の申請）</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>「項を加える」</p>

三 株式交付に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四 株式交付子会社の株式の譲渡人（会社を除く。以下同じ。）に対する株式の割当てに関する事項

五 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受け、当該新株予約権等の対価として会社の株式を交付するときは、当該株式についての次に掲げる事項

イ 株式交付に際して譲り受ける新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

ロ 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する会社の株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法

六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同数の会社の株式の割当てに関する事項

七 株式交付がその効力を生ずる日

八 株式交付に際して株式を発行しようとする理由

（株式会社交換又は株式交付に際しての社債の発行の認可の申請）

第十條 「略」

2 会社は、法第十二条第一項の規定により株式交付に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交付に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交付子会社の商号及び住所

二 会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

申請

第十條 「同上」

「項を加える」

（株式会社交換に際しての社債の発行の認可の申請）

- 三 株式交付に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 四 株式交付子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項
- 五 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受け、当該新株予約権等の対価として会社の社債を交付するときは、当該社債についての次に掲げる事項
 - イ 株式交付に際して譲り受ける新株予約権等の内容及び数又はその算定方法
 - ロ 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する会社の社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - 六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の社債の割当てに関する事項
 - 七 株式交付がその効力を生ずる日
 - 八 株式交付に際して社債を発行しようとする理由

(株式交換又は株式交付に際しての新株予約権の発行の認可の申請)

2 | 第十一条 「略」

- 二 会社は、法第十二条第一項の規定により株式交付に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交付に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。
 - 一 株式交付子会社の商号及び住所
 - 二 会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

(株式交換に際しての新株予約権の発行の認可の申請)

第十一条 「同上」

「項を加える」

- 三 株式交付に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- 四 株式交付に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法
- 五 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する新株予約権の割当てに関する事項
- 六 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受け、当該新株予約権等の対価として会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
 - イ 株式交付に際して譲り受ける新株予約権等の内容及び数又はその算定方法
 - ロ 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ハ 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する会社の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法
 - 七 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項
 - 八 株式交付がその効力を生ずる日
 - 九 株式交付に際して新株予約権を発行しようとする理由

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第九号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第七條第一号及び第二号、第十五條第四項並びに第三十五條第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年三月一日

経済産業大臣 梶山 弘志